

協力会社 各位

株式会社中新造園

社会保険加入促進の取り組みについて

標題の件、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（国交省）」では、「平成29年度以降については、元請企業に対し、社会保険に未加入である建設企業を下請企業として選定しないよう要請するとともに、適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱い」としています。これを受け、当社においても社会保険未加入対策への取り組みを進めております。

協力会社の皆様には、社会保険への適切な加入をお願い致します。特に今後、工事担当をご予定・お考えの協力会社の皆様には、会社及び労働者の方々へ周知・適切な実施、二次以下の下請企業の更なる加入指導をお願いいたします。

(添付資料)

- ① 社会保険に加入していますか？（国交省）
- ② 建設業界一丸社会保険加入！_ポスター（国交省）

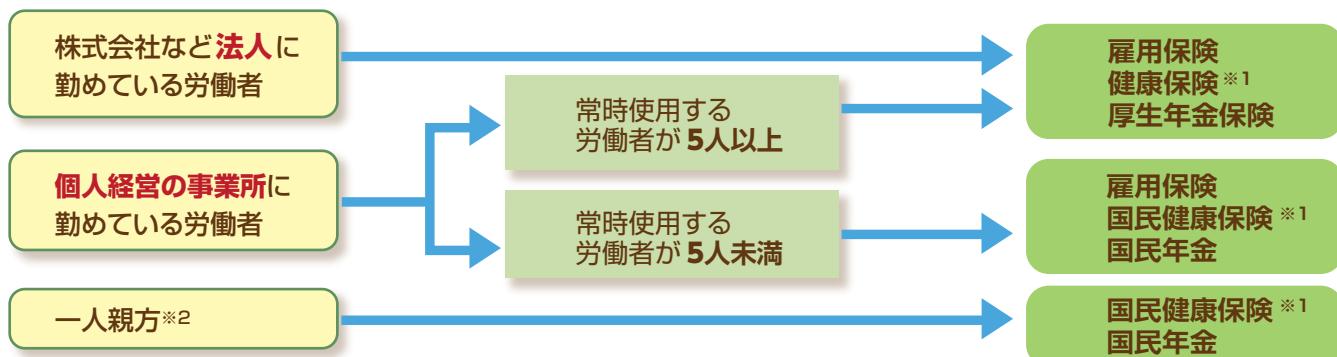
以上

社会保険に加入していますか?

あなたの会社や、その労働者の
社会保険加入は、法令上の義務です。



どのような保険に加入しなければならないの?



※1：適法に国民健康保険組合(建設国保や全国土木建築国保等)に加入している場合は、健康保険(協会けんぽ)に入り直す必要はありません。

※2：形式上は請負のような形をとっても、実態として労働者であると認められる場合は、一人親方とは扱われません。会社が加入する保険に加入させてください。

社会保険に加入していないと

行政から指導を受けます。

国や都道府県から、建設業の許可・更新時、経営事項審査(経審)時、そして事業所への立入検査時に加入指導を受けます。

元請から加入指導が行われます。

協力会社の審査時、下請契約時などに加入状況を確認され、加入指導を受けます。

未加入のままだと

- 社会保険部局に通報され、強制加入措置を受けたり、状況によっては建設業担当部局から監督処分を受けることがあります。

- 遅くとも平成29年度以降は、未加入企業は下請に選定すべきでないとされています。
(許可業者は100%加入へ)
- 労働者についても、遅くとも平成29年度以降は、適切な保険への加入が確認できない場合、現場入場を認めるべきでないとされています。



「知つてもらうこと」が重要です。

会社や工事現場でのポスターの掲示、講習会等により、
周知啓発に努めましょう。

建設業界一丸 社会保険加入!



社会保険への加入は、
あなたの会社や、
あなた自身の義務です。

若者にとっても魅力ある業界であるために。
真面目な企業が報われるために。

行政・発注者・元請・下請などが一体となり、すべての建設業者の保険加入を進めています。

お問い合わせ先：一般財団法人建設業振興基金

TEL : 03-5473-4572 FAX : 03-5473-4594 受付時間：9～12時、13～17時（土日・祝日を除く）

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/>

